

神奈川県告示第 467 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 30 年 10 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

厚木市

2 事業の種類

（仮称）厚木市学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

厚木市三田字天神上地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る（仮称）厚木市学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である厚木市が学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき共同調理場を設置する事業であることから、法第 3 条第 31 号の地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第 4 期実施計画（2018 年度～2020 年度）の中に位置付け、また、事業遂行に必要な財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、現行の北部学校給食センター及び南部学校給食センター（以下「現2施設」という。）に以下の課題が認められることから、厚木市三田字天神上地内の用地を取得して、新たに現2施設を統合した（仮称）厚木市学校給食センター（以下「本件施設」という。）を整備するものである。

第一に、現2施設は、建設からそれぞれ44年目、38年目を迎え、老朽化が著しく、建て替えが必要となっている状況にあることから、その状況を放置すれば今後給食が実施できなくなるおそれがある。

第二に、文部科学省が学校給食における衛生管理の重要事項を示した学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）がある中、現2施設においては、衛生管理基準に適合していない事項が一部ある。例えば、調理場内の汚染作業区域である食器洗浄室と非汚染作業区域であるコンテナ保管場所は部屋単位で区分されていない状況にある。

第三に、起業者は米飯給食を週平均3回実施しているが、現2施設は炊飯設備を有していないため、民間業者に炊飯を委託していることにより、弊害が生じている。例えば、衛生管理基準では調理後2時間以内の給食が求められているが、委託業者の炊飯開始時間が早いいため、市内13全ての中学校において調理後給食までの時間が2時間を超過しており、最長で6時間以上を要している。また、委託業者は他市町村の給食も含めた委託炊飯を行っていることから、他市町村の1箇所ですりつぶしや食中毒等の事故が発生した場合であっても、事故の発生した市町村と委託業者のどちらに問題があったか判別できないため、市内での米飯給食が実施できなくなるおそれがある。

第四に、学校給食施設は「厚木市地域防災計画」において、避難者の応急給食施設として位置付けられており、災害時に炊き出し等の対応を行う役割があるが、建物の老朽化が著しいため、緊急時に有効活用できないおそれがある。

第五に、現2施設は手狭なため、例えば、食物アレルギー調理室としての区分や、食物アレルギー専用の^{ちゅう}厨房機器の導入がなされておらず、食物アレルギー対応ができていない。

第六に、現2施設周辺に民家等が隣接しており、臭気や騒音など、周辺環境への悪影響が生じている。

上記の課題に対応する本件事業を実施することで、以下の効果が見込まれる。

第一に、建物の老朽化の問題が解消し、給食の継続的かつ安定的な提供が可能となる。

第二に、本件施設は衛生管理基準に適合した施設となるため、給食施設及び調理の過程における食中毒防止による衛生管理の徹底を図り、安心・安全な給食の提供が可能となる。

第三に、本件施設に炊飯設備を設置することで、委託炊飯に係る課題が解消し、継続的で安定的な米飯の提供が可能になるとともに、調理後給食までの時間は、全ての中学校において2時間以内に短縮される。さらに、炊きたてで温かい米飯や炊き込み御飯の提供など、バリエーションに富んだ献立の米飯給食が可能になるため、食育の推進を図ることができるようになる。

第四に、建物の老朽化の問題が解消するとともに、災害時に使用できる厨房機器を設置するなど、防災機能を備えた施設とすることで、避難者の応急給食施設として求められる機能を確実に発揮できるようになる。

第五に、独立した食物アレルギー専用調理室を整備し、食物アレルギー専用の厨房機器を導入することで、現2施設では実施できなかった食物アレルギー対応食の提供が可能となる。

第六に、現2施設を1施設に統合し、本件施設を新たな場所に整備することにより、現在、周辺環境に与えている臭気や騒音などの問題は解消する。なお、起業地周辺には、本件施設に隣接する建物施設もないため、臭気や騒音等の影響を大きく受ける者はいない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく対象事業ではないものの、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）など、関連する関係法令や基準等を遵守し、騒音対策等を講じることから、本件事業を実施したとしても、周辺の環境に及ぼす影響は軽微であることが想定される。

また、本件事業の起業地内の土地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、起業者は、今後厚木市教育委員会と協議を行い、文化財が発掘された場合は、記録、保存などの適切な措置を講ずることとしている。

なお、起業者が行った調査によると、起業地内には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する

国内希少野生動植物種は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、建設費及び運営費の経費に対する効率化を図ることや生徒数の将来推計を見据えた公共施設の維持管理面から、現 2 施設で運営している学校給食センターをそれぞれ建て替えるのではなく 1 施設に統合し整備するものである。仮に、現 2 施設を現在の敷地内に建て替えるとしても、それは形状的に不可能であり、また、隣接地を取得して敷地の拡張を図るとしても、民家等が連なっており、周辺に与える臭気等の影響が大きいことから、建て替えに必要な用地を確保することは妥当ではない。したがって、新たな用地を取得して本件施設を整備するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、まず起業地の区域として当該区域が浸水想定区域外であること、騒音等で候補地周辺に与える影響が少ないこと、衛生管理基準に基づき調理後給食までの時間を 2 時間以内にするため、市内全 13 校に 25 分以内で配送できることなどから、三田地区周辺が選定されている。次に、三田地区周辺で、事業に必要な約 6,000 m²の一団の整形地であること、事業用地内に支障物件が少ない場所であることという条件により、申請案を含む 3 案を抽出の上、選定の検討が行われている。具体的には、騒音等で候補地周辺に与える影響が少ないものとして民家等が少ない場所であること、効率的な配送が可能であることとして幹線道路である国道 412 号及び国道 129 号にアクセスしやすい場所であることを重点とし、3 案を比較衡量し総合的観点から検討した結果、申請案が最適であるとして、起業地が決定されている。このように、起業地は明確な基準に基づき客観的に選定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。あわせて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4 (3) アで述べたように、現 2 施設は老朽化が著しく、建て替えが必要になっている状況にあり、その状況を放置すれば今後給食が実施できな

くなるおそれがある。また、衛生管理基準に適合していない事項が一部あり、改善が必要となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
厚木市教育委員会教育総務部学校給食課